

2027年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定

※下線部：変更箇所

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第12条 タイヤ                      日本ジムカーナ選手権競技において、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、<u>当該銘柄には、JAFが下記基準と同等の性能を有すると認め、かつ公示されたものを含む。</u>下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、メーカーラインオフ時に装着されている、もしくは純正オプションに設定されるタイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第13条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p>第1条～第11条 (略)</p> <p>第12条 タイヤ                      日本ジムカーナ選手権競技において、下記事項を満たしたタイヤを使用すること。下記基準を満たすタイヤの銘柄は別途公示する。なお、下記基準を満たし公示される銘柄に掲示されていないタイヤを使用する場合は、満たしていることを証明する資料等を付して、競技会の2ヶ月前までにJAFに申請し、承認を得ること。また、メーカーラインオフ時に装着されている、もしくは純正オプションに設定されるタイヤを使用する場合は、サイズ変更及びホイール径の変更は認められない。<u>使用が認められるタイヤ銘柄は別途公示する。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第13条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2章～第6章 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>